

2016年度 はめ看板募集要項

1 はめ看板とは

「はめ看板」とは、衣笠キャンパス内に設置されたフレームにはめて情報宣伝を行うことができる看板のことです。活動を活発にするための宣伝などに効果的です。2015年度において廃止が決定されましたが、新歓期においてのみはめ看板掲示を受け付けます、

☆はめ看板の作成について

はめ看板に使用する板は生協にて販売しています。そこに装飾をして看板を完成させてください。ただし雨に濡れることもありますので、紙などを貼り付ける場合は上からビニールシートで覆ってください。

2 募集要項

【申請資格】 学友会所属団体であること

【申請方法】 付属の申請書に記入し、中央事務局（衣笠学生会館 BOX101）までお持ちください。また申請の際、提出される方の学生証をお持ちください。

【受付期間】 4月2日～4月9日（4、5、6日は13時～17時、7～9日は中央事務局開室時間に準ずる。その他、中央事務局開室時には対応可能な場合があります）

【提出枚数】 1団体につき2枚まで受付可能。（なお申請数が少ない場合は上限を緩和いたします）

【掲出期間】 2016年4月1日～2016年4月30日

【撤去機関】 2016年5月1日～2016年5月6日

【提出場所】 北側エリア（図書館付近）・東門エリア（以学館付近）・西側エリア（清心館・研心館付近）の3つより先着順。（スペースに関して、一部指定を行う場合がございます）

3 はめ看板提出に関する注意事項（必読）

★2016年度新歓期はめ看板は1団体につき2枚まで提出可能です。

★安全対策のため必ず線形0.7mm以上の針金で上下左右中央計6ヶ所を固定してください

★はめ看板の装飾には立体物を用いしないでください。腐食・事故等の原因となります。

★天候不良などにより風が強くなることが予めわかっている場合は、はめ看板を一時的に撤去してください。

★はめ看板の使用において生じた事故は提出団体の責任とします。

★撤去予定日(2016年4月30日)の過ぎたはめ看板は直ちに撤去してください。撤去予定日を過ぎても掲出している場合、提出責任者・団体代表などに連絡させていただくことがあります。それでも対応が見られない場合、次回以降はめ看板の受付禁止などのペナルティを課す場合があります。

★個人の携帯電話の番号やメールアドレスを看板に記載しないこと。(団体アドレス・学内アドレスであれば可能です)

★個人情報の掲示は厳重に注意し、団体の自己責任の下、行ってください。

★他人・他団体の誹謗中傷や法律に抵触するような記載のある看板、営利目的の看板、公序良俗に反する看板等は発見次第、中央事務局で撤去します。

★看板の汚損・紛失について中央事務局では責任を負いかねます。

★撤去日を過ぎても撤去を行わない団体、また針金に関する事項等規則を守らない団体には受付禁止などのペナルティを与えます。規則は必ず守ってください。

★上記のルールを違反している団体の看板は、通告なく撤去する場合がございますのでご了承ください。

2016 年度新歓期 はめ看板申請書

団体名		
記入者	氏名	
	学籍番号	—
	電話番号	
掲出希望エリア	存心館～図書館エリア ・ 東門エリア ・ 西側エリア	
掲出希望枚数	枚(1団体4枚まで)	
注意事項について	私(記入者)はこの要項を理解し同意します。 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	

* 提出された個人情報は「学友会個人情報保護に関する規定」に則り、その範囲内で使用いたします。

提出には学生証をお持ちください。

〈事務局使用欄〉 【学生証のチェック】 済 <input type="checkbox"/> 【掲出場所】 存・東・西 【掲出枚数】 枚 【担当者】	
---	--